

「インドネシア共和国に進出する日本企業及び在留
邦人の支援のための日本の法曹有資格者による支援
のための方策の試行」に関する調査研究報告書

2016年2月

弁護士 野 口 学

目 次

第1	はじめに	3
第2	試行すべき支援方策の検討	4
第3	ジャカルタ駐在日本法弁護士による日系企業を対象としたシンポジウム	9
第4	スラバヤにおける日系企業を対象とした法律セミナー	37
第5	バリ島における在留邦人を対象とした法律セミナー	44
第6	終わりに	47

第1 はじめに

1 本報告書の位置付け

本報告書は「インドネシア共和国に進出する日本企業¹及び在留邦人の支援のための日本の法曹有資格者による支援のための方策の試行」という調査研究事項（以下、「本件調査研究事項」という。）について、支援方策の試行結果を含む調査研究結果を報告するものである。

本件調査研究事項は、筆者が法務省より受託した「法曹有資格者による日本企業及び邦人の支援の方策等を検討するための調査研究」（以下、「本調査研究」という。）における3項目の具体的な調査研究事項の1つであり、したがって、本報告書は本調査研究の一部をなすものである。

また、本調査研究は、昨年度²、筆者が法務省からの委託に基づきインドネシアにおいて実施した「法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討するための調査研究」（以下、「昨年度調査研究」という。）との連続性を有するものと理解している。そのため、支援方策の試行にあたっては、昨年度調査研究の結果浮かび上がった課題の解決に資するものとなるよう留意した。

2 留意事項

本報告書の内容については、以下の点に留意されたい。

・本報告書は、法務省への提出を目的として作成されたものであり、具体的な事案に対する法的な意見又は助言の提供を意図するものではない³。

・本報告書に記載されている「日本の法曹有資格者による支援のための方策の試行」は、すべてインドネシアにおける外国人弁護士の活動に対する規制⁴上の制約の範囲内において実施されたものである。また、本報告書中のインドネシアにおける日本法弁護士の活動に関する言及については、すべてインドネシアにおける外弁規制上

¹ インドネシア企業との合弁で設立された企業も多いため、以下、「日本企業」ではなく、「日系企業」と表記する

² 平成26年度を示す。

³ 特に、「第3」で詳述するジャカルタで開催されたシンポジウムに関する記述においては、法令の内容及び運用の実態に関する具体的な情報が多く含まれているが、あくまでシンポジウムの内容を報告する趣旨と理解されたい。

⁴ 以下、「外弁規制」という。

の制約の範囲内であることが前提となっている⁵。

・本件調査研究事項の趣旨は、日本法弁護士による日系企業及び在留邦人に対する支援方策をインドネシアで実際に行い、その成果を分析するというものであると理解している。かかる趣旨に鑑み、本報告書には、支援方策として実施されたシンポジウム及びセミナーの内容のみならず、支援方策が実現に至る過程、特にインドネシア駐在日本法弁護士や在インドネシア日系諸機関から協力を得るに至った経緯等についても記載することとした。

・本報告書の提出時は2016年2月20日である。しかし、試行された支援方策の内容及びかかる支援方策の成果を可能な限り具体的に報告する趣旨から、本報告書には、支援方策が試行された時点における法情報についても記載されている。支援方策試行の直後に改正された法令⁶もあるため、十分に留意されたい。

・本報告書の内容は、筆者が所属している日本の法律事務所及び任期中のジャカルタにおける受入事務所の公式見解ではなく、筆者の個人的な見解である。また、各所からのヒアリング内容又はシンポジウムやセミナーでの発言内容を記載した部分については、ヒアリング対象者又は発言者の見解である⁷。

第2 試行すべき支援方策の検討

1 はじめに

本件調査研究事項についての調査研究は、まず、いかなる支援方策を試行すべきかについて検討することから始まった。

⁵ たとえば、本報告書中には「日本法弁護士による法律サービス」等の表現があるが、インドネシア法に関する点については、外弁規制上の制約の範囲内で、インドネシア人弁護士の監督の下、インドネシア人弁護士と協働して実施されることが前提となっており、実務上もそのように行われている。本報告書中には、かかる前提につき記述が省略されている部分も一部あるが、インドネシア法に関する点については、外弁規制上の制約の範囲内における活動であることを当然の前提とする。

⁶ 特に、「第3」で触れられている外国人労働者の利用手順に関する労働移住大臣令2015年第16号については、シンポジウム実施直後の2015年10月、労働移住大臣令2015年第35号をもって一部改正された。

⁷ ヒアリング内容及び発言内容等を記載する際に慎重を期したことは当然である。しかし、本報告書の作成にあたって、ヒアリング対象者又は発言者に対して本報告書の記載内容について逐一確認を行うという作業は行っていない。

検討に際しては、実現可能性等の様々な要素を考慮したが、特に慎重に吟味した点は以下 i 乃至 iv の 4 点である。「2」以下で、各点につきそれぞれ説明する。

- i 支援方策はインドネシアにおける外弁規制上の制約の範囲内で実施されること
- ii 試行される支援方策は昨年度調査研究の結果浮かび上がったインドネシアにおける日本法弁護士への活動に関する課題の解決に資するものであるべきこと
- iii ジャカルタにおいて試行される支援方策は在留邦人を対象とするものではなくインドネシア進出日系企業を対象とするものになること
- iv 地方都市に進出している日系企業に対する支援方策についても実現の可能性を検討すること

2 支援方策はインドネシアにおける外弁規制上の制約の範囲内で実施されること～ i について～

いかなる支援方策を試行すべきかについて検討するにあたり最初に考慮した点は、インドネシアにおける外弁規制についてである。

「日本の法曹有資格者による支援のための方策の試行」という表題からも明らかであるが、本件調査研究事項においては、日本法弁護士によってインドネシア国内で実施される支援方策を検討する必要がある。

したがって、試行すべき方策の検討にあたっては、インドネシアの弁護士法⁸が定める外弁規制上の制約の範囲内で実施することが可能な方策であることが大前提となる。

弁護士法は、外国人弁護士がインドネシア法に関する法律サービスを提供することを許容していない⁹。そのため、たとえば、日本法弁護士が、インドネシア法に関する問題について、インドネシア人弁護士と協働することなく単独で法律相談に応じるといった形での支援方策の試行は、外弁規制の観点から実現が困難である。

以上のような制約を前提にすると、試行すべき支援方策はおのずと限定されることになり、本調査研究においては、日本法弁護士によるシンポジウムや法律セミナーの開催という形での支援方策の試行を模索することとした。

⁸ 2003年法律第18号。以下、「弁護士法」という。

⁹ 詳細は、昨年度調査研究における拙稿「インドネシアの外弁規制等、法曹有資格者の活動環境」に関する調査研究報告書」に記載。

3 試行される支援方策は昨年度調査研究の結果浮かび上がったインドネシアにおける日本法弁護士の活動に関する課題の解決に資するものであるべきこと～iiについて～

(1) 課題の整理

昨年度調査研究において、筆者はインドネシア進出日系企業に対して、日本法弁護士がジャカルタに駐在して活動していることを知っているか、インドネシアでの業務において日本法弁護士を起用したことがあるか又は今後起用したいと思うか、といった視点からヒアリングを行った。この点に関するヒアリングの内容¹⁰を抜粋して整理すると、概要以下のとおりであった。

【ヒアリング内容の抜粋¹¹】

- ・日本法弁護士がジャカルタにいることは知らない。率直に言って、法務問題について不便は感じない。日本法弁護士へのニーズを見つけるのは難しいと思う。
- ・日本法弁護士がジャカルタに駐在していることは知らない。何か問題が発生すればタイ地域本社の法務部に相談することになる。日本語での法律サービスについては、あればありがたいと思うが、現時点では何も問題が起こっていないのでよくわからない。
- ・日本法弁護士がインドネシアに駐在していることは知らなかった。日本法弁護士にどのようなサービスを提供してもらえるのかもわからない。

¹⁰ 詳細は、昨年度調査研究における拙稿「「インドネシア共和国における日本企業・在留邦人に対する法的支援のニーズ」に関する調査研究報告書」に記載。

¹¹ 以下のヒアリングの内容は、インドネシアにおいて日本法弁護士が活躍する余地が全くないということを示すものではない。あくまで、インドネシアにおける日本法弁護士の活動に関する課題を示す内容を抜粋したという趣旨である。特に、日本法弁護士に対するニーズが見当たらないとの趣旨のヒアリング内容については、日本法弁護士の存在及び起用のメリットを十分に検討した上で不要であるとの結論に至ったという趣旨ではなく、存在していることも知らなければ活用方法もわからないという趣旨にとらえるべきであろう。ジャカルタに日本法弁護士が駐在していることへの認知度及びその活用方法についての理解が深まれば、潜在的な日本法弁護士に対するニーズが顕在化する可能性が十分にあると考えている。なお、昨年度調査研究における拙稿「「インドネシア共和国における日本企業・在留邦人に対する法的支援のニーズ」に関する調査研究報告書」においては、日本法弁護士による法的支援のニーズが潜在すると思われる分野について検討・分析を行っている。

・日本法弁護士との付き合いはない。日本法弁護士へのニーズもあまり感じない。インドネシアに進出して長い企業があるので、何かあればそういった企業に相談する。

・「法律にはこのように書いてある。」の「次の世界」（インドネシア的な法慣習など）が見えていることが必要である。この点については、日本法弁護士は永遠に立ち入ることができないのではないか。

・ジャカルタに日本法弁護士がいることは知らない。税務・会計が優先ではあるが、日本法弁護士への相談ということも興味はある。使うかどうかはケースバイケースであるし、費用にもよる。どのような場合に日本法弁護士が必要であるかは、トラブルが発生してみないとわからない。たとえば、地元の「ヤクザ」が工場前の道路を占拠したというような場合に、日本法弁護士が役に立つとは思えない。

以上のヒアリングの内容から浮かび上がるインドネシアにおける日本法弁護士の活動に関する課題としては、まず、ジャカルタに駐在して活動する日本法弁護士の存在に対する認知度がさほど高くないという点が挙げられる¹²。さらに、ヒアリングの内容からは、外国であるインドネシアにおいて日本法弁護士を起用することのメリットについて、さほど理解が進んでいない様子が窺える。この2つの課題の解決は、インドネシアにおける日本法弁護士による日系企業及び在留邦人に対する充実した法的支援の前提となる部分であると考えられる。

(2) 課題の解決に資する支援方策

本調査研究において試行される支援方策は、かかる課題の解決に資するものとなるべきである。すなわち、試行される支援方策を通じて、ジャカルタに日本法弁護士が駐在していることについての認知度が向上し、かつ、インドネシアにおいて日本法弁護士を起用することのメリットに対する理解が促進されるという成果が得られることが理想である。

このような観点から、たとえば、複数のジャカルタ駐在日本法弁護士が一堂に会してインドネシア法務についての情報発信を行うシンポジウムのような機会を設け

¹² 「第3」で後述するシンポジウムの際に実施したアンケートにおいても、シンポジウム参加企業に対して、日本法弁護士の存在に対する認知度を調査している。この点に関する分析は、拙稿「「インドネシア共和国における日本の法曹有資格者による効果的な法的支援の提供の在り方についての分析・提言」に関する調査研究報告書」において触れる。

ることを模索することとした。このような機会があればジャカルタ駐在日本法弁護士に対するインドネシア進出日系企業の認知度が高まることは当然であるし、また、参加した弁護士が有益な法情報や日本法弁護士を起用することのメリットを発信することによって、日本法弁護士を起用することに対する理解も深まると考えたからである。

4 ジャカルタにおいて試行される支援方策は在留邦人を対象とするものではなくインドネシア進出日系企業を対象とするものになること～iiiについて～¹³

本件調査研究事項においては、日本法弁護士による法的支援の対象として、インドネシア進出日系企業に加えて在留邦人も含まれている。

しかしながら、ジャカルタ及びその近郊の在留邦人は、勤務先から適切なサポートが受けられ、かつ、任期が満了すれば日本に帰国することが前提となっている日系企業の駐在員とその家族が多いことから、ジャカルタにおいて在留邦人個人に対する法的支援のニーズを明確な形で見出すことはできなかった¹⁴。また、個人の法的トラブルについては、インドネシア人弁護士が直接的に関与しなければ対応できない案件が多く、企業法務案件と比べて日本法弁護士の関与の在り方が限定的である。実際に、ジャカルタに駐在している日本法弁護士にも、このような個人の法律問題を取り扱っている者はおらず、たとえ、在留邦人個人に対する支援の方策を企画したとしても、ジャカルタ駐在日本法弁護士の協力を得ることは難しいものと思われた。

以上の次第であり、ジャカルタにおける支援方策の試行にあたっては、インドネシア進出日系企業を対象とする方策に注力することとした。

一方、バリ島においては、インドネシア人男性と婚姻した日本人女性やリタイアメントビザで滞在している高齢の在留邦人が多く、日系企業の駐在員として滞在している者はほとんどいない。そのため、バリ島においては、在留邦人（又は元日本国籍を有していた者）に対する法的支援について、ジャカルタと異なる形でのニーズが存在する様子が窺える。

そこで、在留邦人を対象とする支援方策については、ジャカルタではなくバリ島において試行することとした。

5 地方都市に進出している日系企業に対する支援方策についても実現の可能性を検討

¹³ この点に関する検討及び分析については、拙稿「「インドネシア共和国における日本企業・在留邦人に対する法的支援のニーズ」に関する調査研究報告書」に記載。

¹⁴ 一部、日本人男性（特に、既婚男性）とインドネシア人女性との間の交際に関連するトラブルが散見された。しかし、日本法弁護士の関与できる範囲が限られることもあり、ジャカルタ駐在日本法弁護士の間にも、このような案件を取り扱ったことがある者は見あたらなかった。

すること～ivについて～

昨年度調査研究における日系企業の法的支援に対するニーズについては、ジャカルタ及びその近郊において調査研究を行った。インドネシア進出日系企業は、その約8割がジャカルタ及びその近郊に集中しているためである。

一方で、東部ジャワのスラバヤや中部ジャワのスマラン等の地方都市にも、一定数の日系企業が進出している。ある日系機関の職員からは、地方都市に進出している日系企業では情報が不足しているとの話も聞かれた。

そこで、本調査研究においては、地方都市に進出している日系企業に対する支援方策についても実現の可能性を探ることとした。

6 小括

以上の次第であり、本調査研究において試行すべき支援方策は、日本法弁護士によるシンポジウム又は法律セミナーの開催という形態になる（上述の「i」の視点）。

本調査研究においては、結果として、ジャカルタ駐在日本法弁護士による日系企業を対象としたシンポジウム、スラバヤにおける日系企業を対象とした法律セミナー、バリ島における在留邦人を対象とした法律セミナー、の計3件の支援方策を試行することができた。各支援方策を実施するにあたっては上述したi乃至ivの点にそれぞれ配慮しているが、ジャカルタ駐在日本法弁護士による日系企業を対象としたシンポジウムでは、ジャカルタに日本法弁護士が駐在していることに対する認知度の向上及び日本法弁護士起用のメリットに対する理解の促進（上述の「ii」の視点）を特に重視している。

以下、本調査研究において試行した3件の支援方策について、それぞれ報告する。

第3 ジャカルタ駐在日本法弁護士による日系企業を対象としたシンポジウム

1 はじめに

2015年9月17日、ジャカルタにおいて「事業運営で起こりがちな問題と事前事後の対策 ～ジャカルタ駐在日本法弁護士によるパネル・ディスカッション～」と題する、ジャカルタ駐在日本法弁護士によるシンポジウム（以下、「本シンポジウム」という。）が開催された。本シンポジウムの主催者は、JETRO ジャカルタ事務所である。

本シンポジウムは、ジャカルタにおいて、日系諸機関の多大な協力のもと、ジャカルタに駐在して活動する日本法弁護士ほぼ全員が登壇し、かつ、多数の日系企業担当

者が参加したという点において、海外における日本法弁護士による日系企業に対する効果的な法的支援の提供の在り方を考察する上で貴重な機会となった。以下、その内容について報告する。

また、本調査研究の趣旨に鑑み、シンポジウムの開催に至る経緯や日系各機関との調整の概要についても、差し支えない範囲で記載することとした。

2 本シンポジウム開催決定までの経緯

(1) 本シンポジウムの端緒

2015年1月、ジャカルタに駐在して活動する日本法弁護士ほぼ全員が参加したある会合において、インドネシア進出日系企業の間において、ジャカルタに日本法弁護士が駐在していることがあまり知られていないのではないかという点が話題に上った。そして、ジャカルタに駐在する日本法弁護士が協力して、シンポジウムなどを開催することによってジャカルタ駐在日本法弁護士の認知度を向上させ、ジャカルタにおいてインドネシア進出日系企業が日本法弁護士に相談しやすい環境を作っていくべきではないかとの意見交換がなされた。また、筆者が着任する以前から、そのようなシンポジウムの開催について検討されたことがあったが、進展していないとの話もあった。

このようなインドネシア進出日系企業の間におけるジャカルタ駐在日本法弁護士に対する認知度向上の必要性についての問題意識は、「第2」において前述した筆者の昨年度調査研究の結果と合致するものであった。また、そのようなシンポジウムの機会は、同じく「第2」で述べた効果的な支援方策の条件を完全に満たすものである。

そこで、筆者より本調査研究の一環としてそのようなシンポジウムの実現を模索したい旨提案したところ、参加していた日本法弁護士より賛同が得られた。

さらに、以前からそのようなシンポジウムの必要性について積極的に提唱していたジャカルタ駐在日本法弁護士（以下、「A 弁護士」という。）及び筆者の2名において実務を担当すること、在インドネシア日本国大使館、JETRO ジャカルタ事務所及びジャカルタジャパクラブ¹⁵など日系各機関に対して協力を要請することについても一致した。

(2) 開催決定に至るまでの日系各機関等との調整の概要

¹⁵ ジャカルタ近郊における日系企業の商工会議所機能と日本人会機能を併せ持つ団体である。以下、「JJC」と表記する。

ア A 弁護士との意見交換及び企画書案の作成

2015年5月30日、A 弁護士と筆者は、本シンポジウム開催に向けての進め方につき協議を行った。

席上、筆者は、A 弁護士に対し、本調査研究の趣旨をあらためて説明し、本シンポジウムについて本調査研究の一環として実施することについて了解を得た。また、A 弁護士からは、本シンポジウムは、特定の日本法弁護士の業務の宣伝という趣旨ではなく、公益的な活動であると理解している旨の発言があった。

そして、協議のうえ、本シンポジウムの趣旨について、インドネシア進出日系企業に対してジャカルタにおける日本法弁護士の存在及び起用のメリットを周知することにより、当地日系企業のリーガルアクセスの改善を通じた法的トラブルの予防又は適切な対処に資することにつなげること等、に設定した。

また、(i) 本シンポジウムの構成として、基調講演及びジャカルタ駐在日本法弁護士によるパネル・ディスカッションの二部構成にするのがよいのではないかと、(ii) 基調講演の内容は、海外における日本法弁護士の活用の仕方という視点を含むものとし、例えば、日本弁護士連合会の関連する部署に対してスピーカーの派遣を依頼してはどうか、といった意見交換がなされた。

以上のような意見交換を経て、筆者において、本シンポジウムの企画書第1案を作成した。

イ 在インドネシア日本国大使館への趣旨説明及び協力依頼

2015年6月25日、A 弁護士及び筆者において、在インドネシア日本国大使館を訪問し、本シンポジウムについての趣旨説明及び協力依頼を行った。

大使館担当者からは、大使館が主催するという形は難しいが、他の日系諸機関から広く協力が得られることを前提に、大使館として共催又は後援という形で協力できる可能性がある旨、及び、その場合には大使館内の講堂を会場として提供できる可能性がある旨の話があった。

また、「ア」の段階で検討の俎上にあった基調講演について、インドネシアにおける実務的な内容から離れたものであれば、日系企業にとってニーズは少ないかもしれない、との意見があった。

ウ JETRO ジャカルタ事務所への趣旨説明及び協力依頼

2015年6月26日、A 弁護士及び筆者は、JETRO ジャカルタ事務所を訪問し、本シンポジウムについて趣旨説明を行い、あわせて協力を依頼した。特に、

同事務所に対しては、本シンポジウムの主催を引き受けて欲しい旨を依頼した。

同事務所からは、主催を引き受けることができるかについて、慎重に検討する旨の回答を得た。以後、同事務所との間で調整を継続した。

調整の過程では、基調講演が現地の日系企業にとって有益なものとなり得るのか、パネル・ディスカッションという形式の妥当性、個別の法律相談の機会を設けることは可能か、などについて率直な議論が交わされた。

エ JETRO ジャカルタ事務所への企画書案修正版の提出

2015年7月23日、筆者らは、JETRO ジャカルタ事務所に対して、同事務所との調整内容を盛り込んだ企画書案の修正版を提出した。なお、検討していた基調講演については実施しないこととなった。かかる企画書修正版に記載された本シンポジウムの趣旨は、以下のとおりである。

ジャカルタに駐在して活動する日本法弁護士に対するインドネシア進出日系企業の認知度は低く、ジャカルタから離れた工業団地ではその認知度はさらに低くなるようである。また、当地の日系企業からは、「日本法弁護士がどのような法律サービスを提供してくれるのか分からない。」との声も聞かれるところである。

そこで、本シンポジウムは、当地の日系企業に対して日本法弁護士の存在や日本法弁護士が案件に関与することのメリットを周知することによって、当地日系企業のリーガルアクセスの改善を通じた法的トラブルの予防又は適切な対処に資することを趣旨とする。

オ JETRO ジャカルタ事務所主催による本シンポジウム開催の決定

2015年8月11日、JETRO ジャカルタ事務所より、本シンポジウムについて主催を引き受ける旨の連絡を受けた。

あわせて、主催者であるJETRO ジャカルタ事務所より、在インドネシア日本国大使館及びJJCに対して協力要請が行われた。その結果、在インドネシア日本国大使館は共催、JJCは後援として協力することが決定した。

開催が決定したことを受けて、各関係者の間で日程調整が行われ、開催日時について、2015年9月17日と決まった。

カ パネル・ディスカッションにおいて議論すべき内容の検討

開催決定を受けて、パネル・ディスカッションに参加する日本法弁護士の間で、取り上げるべきテーマ及び議論すべき内容について協議を行った。

2015年9月2日には、シンポジウムに参加する日本法弁護士全員で最終の打ち合わせを行った。

3 本シンポジウムの概要

以上の経緯を経て開催が決定した本シンポジウムの概要は、以下のとおりである。

(1) 表題

「事業運営で起こりがちな問題と事前事後の対策 ～ジャカルタ駐在日本法弁護士によるパネル・ディスカッション～」

(2) 開催日時

2015年9月17日（木）午後4時～午後6時

(3) 会場

在インドネシア日本国大使館2階講堂

(4) 主催等

主催：JETRO ジャカルタ事務所

共催：在インドネシア日本国大使館

後援：JJC

(5) 対象

インドネシア進出日系企業

(6) パネル・ディスカッションのテーマ¹⁶

① 労務問題

- ・外国人の就労
- ・人員の整理、雇用契約の解消
- ・契約社員、業務委託の利用

② 事業の拡張と縮小・撤退

¹⁶ 以下のうち、当日さほど議論されなかったテーマもわずかに存在する。

- ・ 撤退の手法とプロセス
- ・ 事業の拡張・縮小に伴う不動産の取得と処分
- ・ 事業の縮小・撤退に伴う労務問題

③ 契約法務

- ・ 言語法（契約書へのインドネシア語使用義務）
- ・ ルピア使用義務
- ・ 紛争解決地の選択
- ・ インドネシア民法第1266条への対応

④ 訴訟

- ・ インドネシアの裁判制度
- ・ 債権の保全と回収
- ・ 仲裁と訴訟

(7) 司会及びパネリスト¹⁷

司会：

三澤充（TMI 総合法律事務所）

パネリスト：

平石努（Jakarta International Law Office）

町田憲昭（西村あさひ法律事務所 ジャカルタ事務所^{*18}）

津田雄己（Assegaf Hamzah & Partners）

池田孝宏（アンダーソン・毛利・友常法律事務所 ジャカルタデスク^{*19}）

前川陽一（長島・大野・常松法律事務所）

野口学（さくら国際特許法律事務所）

(8) 参加費

無料

4 申込受付等について

¹⁷ 敬称略。いずれも、本シンポジウム開催当時、ジャカルタに駐在して活動していた日本法弁護士である。ジャカルタにおける日本法弁護士へのアクセシビリティの改善に資するという趣旨から、当日、参加者に対して、登壇者のプロフィール及び連絡先を配布した。

¹⁸ *提携事務所。

¹⁹ *現地提携法律事務所内。

(1) 案内文の送付

本シンポジウムの案内文は、主催者である JETRO ジャカルタ事務所及び後援者である JJC より、それぞれの会員企業に対して電子メールで送信された。送信先を合計すると約 1000 か所に上る。

以下に、案内文に記載された趣旨説明部分を引用する。かかる趣旨説明部分の原案は、昨年度調査研究及び本調査研究における基本的な問題意識をベースに、ジャカルタ駐在の日本法弁護士との議論を経て作成されたものである。

インドネシアにおける法令の内容及び運用は非常に不透明であると言われております。そのような状況のもとで、法的トラブルを事前に予防し、又は起こってしまった法的トラブルに対して適切に対処するためには、専門家への相談窓口を確保しておくことが必要です。

現在、ジャカルタには複数名の日本法弁護士が駐在しており、契約法務、労務、紛争対応、コンプライアンス対応など当地で活動する日系企業の皆様が直面しうる問題について、インドネシア法弁護士と連携して法律サービスを提供しています。しかし、そのような当地で活動する日本法弁護士の存在は日系企業の皆様にはまださほど知られていないようです。

そこで、このたび、当地に駐在する日本法弁護士 7 名を招いて、下記の通りシンポジウムを開催することと致しました。当日は、パネル・ディスカッション形式で、日系企業の皆様が当地でビジネスを行っていくうえで直面しうる法的な問題についての実務的な対応策などが議論される予定であり、皆様にとりまして有益な内容になるものと存じます。また、シンポジウム終了後には、パネリスト弁護士との名刺交換の時間も設けております。ぜひこの機会を当地駐在の日本法弁護士とのネットワーキングのために活用して頂き、ひいては専門家を利用することにより法的トラブルを予防し、また、企図せず発生してしまった法的トラブルを適切に対処することに寄与することになりましたら幸いです。

(2) 申込者、参加者数等

本シンポジウムの申込者数、参加者数等は以下のとおりである。

なお、当日のキャパシティについては、会場の提供者である在インドネシア日本国大使館と相談の上、140 席と設定した。

- ・申込人数：252 名（1 社あたり 2 名の申し込みを含む）

- ・申込受付人数：142名
- ・当日参加者数：112名

JETRO ジャカルタ事務所によれば、受付開始から約2時間で満席となったとのことであり、非常に関心が高かった様子が窺える²⁰。また、申込を受け付けた企業のうち、製造業と非製造業の割合は概ね2：1であった。

(3) 事前質問について

本シンポジウムの参加受付に際し、パネル・ディスカッションに関連する事項について事前質問を受け付けた²¹。寄せられた質問の一部について、以下に記載する²²。特に、本シンポジウム開催の約3か月前に外国人の就労に関する規制が改正されたことを受けて、事前質問においてもかかる分野についての高い関心が窺えた。

【事前質問の内容】

・非居住者取締役・コミサリス²³について IMTA²⁴の取得を義務付ける規制が発表されたが、実際には、日系各社においては様子見の会社が多いと聞いている。実際の運用状況と対応案を教えて欲しい。同様に、日本人1名の雇用に対してローカルスタッフを10名雇用しなければならない旨の規制が発表されているが、こちらについても運用状況を教えて欲しい。

・非居住の外国人取締役・コミサリスの IMTA 取得義務に関するルールは本当に実施されるのか。本当に実施されるとして、IMTA だけを取得できるようになるのか。

・事業を縮小する場合に、正社員を解雇することは可能か。

²⁰ 結果として100名以上について参加を断らなければならないという事態を受けて、同一内容で再度の開催を検討すべきではとの声もあったが、諸般の事情により再度の開催には至らなかった。

²¹ 事前質問の受付に際しては、必ず回答するという趣旨ではなく、パネル・ディスカッションにて触れる可能性があるという趣旨である旨を明示した。

²² 筆者において、趣旨を損なわないよう配慮しつつ、表現を一部変更している。また、掲載したのは、質問の一部である。なお、質問の法的な背景については、「第3」「5」で後述するパネル・ディスカッションの内容部分を参照されたい。

²³ インドネシア会社法上の役職であり、監査役に類似する。

²⁴ 外国人労働者雇用許可を意味する。

・インドネシアの現地法人が増資又は減資する際の必要な手続と期間、注意点について教えて欲しい。

5 パネル・ディスカッションの内容

以下、パネル・ディスカッションの内容を整理して報告する²⁵。

(1) パネル・ディスカッションの進め方

パネル・ディスカッションにおいては、(i) 労務問題、(ii) 事業の拡張と縮小・撤退、(iii) 契約法務、(iv) 訴訟という4つの「大テーマ」につき、1名のパネリストが概要を説明した後、各「小テーマ」について、司会とパネリストが議論するという形で進められた。

なお、司会より、会場からの質疑応答に応じる際には、個別の法律相談に及ぶような事項には回答できない旨が明言された。外弁規制を遵守する視点からの発言である。

(2) 労務問題について

ア 概要部分

・労働法令を遵守すべきことは当然であるが、労働法令に次いで拘束力が強いのは労働協約である。たとえば、個別の雇用契約において、ある従業員にとつ

²⁵ 本シンポジウムにおける司会及び各パネリストの発言を引用する形で報告する（すべての発言を記載しているわけではない。）。口頭かつパネル・ディスカッションにおける発言を引用するという性質上、発言の趣旨を損なわないよう慎重に配慮しつつ、一部、筆者が要約又は加筆した部分もある。発言内容を記載した部分については、以下の点に留意されたい。(i) あくまで、パネル・ディスカッションにおける限られた時間内における発言であるから、発言については、要点のみを述べている場合、前提となる部分が省略されている場合や趣旨を明瞭にするためあえて法的に正確な用語を用いない場合等も存在するものと思われる。したがって、本報告書のうち発言内容を記載した部分は、あくまで本シンポジウムの内容を報告するという趣旨に留まり、具体的な法的助言等を構成するものではないことを再度付言しておく。(ii) 発言中にはインドネシア法令の基本的な知識を有していることを前提に説明している部分もあり、そのような知識を有していない場合には理解しにくい部分もあるが、支援方策の試行について報告するという本報告書の性格から、背景知識について詳細に解説を加えることはしていない。(iii) 本報告書が公表予定であることに鑑み、引用にあたって発言者を特定することは控えた。(iv) 同一趣旨の発言であっても、複数の弁護士が発言している場合には、そのこと自体に意義があると考え、重複して記載している部分もある。(v) 口頭での発言であるため、あえて口語のまま記載している部分もある。

てのみ不利益な条件を定めても、その条件が労働協約の内容に矛盾する場合、個別の雇用契約の条件は無効となる。

・日本とインドネシアの労働法制をめぐる問題の違いを意識することが重要である。たとえば、(i) 日本ではセクハラやパワハラは重要な関心事だが、インドネシアではあまり意識されていない、(ii) 退職した従業員による情報漏洩について、日本では重要な問題だが、インドネシアではそこまで意識されておらず、退職した従業員によるノウハウの漏洩といったことが行われている、(iii) 懲戒解雇について、インドネシアでは厳しく制限されている、(iv) 組合活動についてインドネシアでは日本より盛んであり、多数の従業員を抱える製造業において、組合対応は重要な課題となる、(v) インドネシアでは最低賃金を巡って問題が生じている、といった点である。

・インドネシアにおいては、たとえば、業務の外部委託や人材派遣に対する規制、契約社員として雇用することができる条件、といった分野について、法令の内容と実務が乖離していることは事実である。しかし、法令の原則がどうなっているかを知っておくことが重要である。知っておけば、将来問題が起こった場合にもすぐ対応が可能である。

イ 外国人の就労について

(7) 非居住取締役・コミサリスの IMTA 取得義務について

・労働移住大臣令 2015 年第 16 号により、インドネシア非居住の外国人取締役・コミサリスであっても、IMTA を取得する義務がある²⁶。この取得義務は、規定上、あくまで、取締役・コミサリス個人の義務ではなく、会社の義務である。罰則については、大臣令自体には規定がないが、当事務所では、労働法第 185 条が適用されると考えており、罰則として 1 年以上 4 年以下の収監又は 1 億ルピア以上 4 億ルピア以下の罰金が課される可能性がある。

・法令が出ている以上、弁護士としては、遵守すべきというアドバイスし

²⁶ 本シンポジウムは、2015 年 9 月 17 日に開催されている。非居住取締役・コミサリスの IMTA 取得義務については、この時点での法情報に基づくものであり、2015 年 10 月、労働移住大臣令 2015 年第 35 号をもって撤廃された。インドネシアにおける法の運用状況を如実に物語る点である。本シンポジウムの内容は、旧大臣令に基づく議論であるが、本シンポジウム内容及び成果を報告するため、あえて記載している。この点については十分に留意されたい。

かできない。しかし、この国では法令の内容と実務の運用が乖離するということはよくあることであり、また、グローバルな視点でみると、非居住の取締役やコミサリスが就労許可を取得しなければならないというのはおかしいことであるため、法令の運用状況に留意しつつ、注意深く様子を見るという選択肢もあり得るのではないか。

- ・この論点については、労働当局とのディスカッションのなかで労働当局が口頭で示したと思われるさまざまな情報が出回っているが、あくまでそのような情報は非公式な見解であるため、当局からのガイドレーターや新しい規則が出るまでは、大臣令に記載されていることを遵守していくことが必要である。

- ・非居住取締役・コミサリスが IMTA を取得する際、納税番号（NPWP）を取得する必要があるのかについて、当事務所が労働当局に口頭で確認したところ、納税者番号の取得は必要ないと非公式の見解を得た。ただ、あくまで非公式の見解である。

(4) 「1：10の原則」について

- ・労働移住大臣令2015年第16号により、外国人労働者1名に対し、インドネシア人労働者10名を雇用しなければならない旨の義務が規定されている²⁷。取締役・コミサリスについては、外国人労働者としてはカウントされない。駐在員事務所の所長については、大臣令からは明確ではないが、当事務所が当局に確認したところ、駐在員事務所の所長は取締役・コミサリスに準じるという非公式の見解を得た。

- ・「1：10の原則」について、当局が厳密に取り締まる意向はないのではという情報が出回っていることは認識している。遵守しなくてよいということではないが、状況を注視しつつ、遵守するための準備を進めることが重要である。

- ・「1：10の原則」について、法令上、遵守する必要があるが、現実的には難しい場合もある。当事務所が労働移住省の担当者と話した際には、今のところ罰則を科した事例はないと述べていた。当面は様子を見るという対応も

²⁷ この点についても、前述の労働移住大臣令2015年第35号によって撤廃されている。十分に留意されたい。

あり得るのかもしれない。

ウ 人員の整理、雇用契約の解消

・人員整理について、具体的な事案を紹介する。ある会社が、事業を他社に売却し、それにとまって従業員を転籍させることになった。従業員の移転が最大の懸念であった。転籍先の会社も含んだ三者間契約をもって従業員を転籍させたが、契約内容について十分に議論し、段取りを決めた。幸い、従業員全員が転籍に合意したため、紛争にはならなかった。

・解雇について事例を紹介する。ある経理担当の従業員が、伝票や帳簿を偽造して金銭を着服していたが、取引先に対する売掛金が払えない事態となり発覚した、という事案である。

従業員による犯罪が発覚した場合、労働法の原則として即時解雇をすることはできない。対応を検討する際には、従業員が認めているかどうかことが重要である。認めている場合には、自主退職という形で退職してもらい、返済については本人の資力や退職金等との相殺を考慮することになる。従業員本人が認めている場合には、比較的スムーズに進みやすい。認めていない場合には、正規の解雇ルートをとる必要がある。すなわち、労使の話し合い、調停・仲裁、労働関係裁判所への解雇申立ての訴訟提起という流れになる。ただ、裁判等になれば費用や労力がかかるため、どこまでやっていくのかについては考える必要がある。まれに刑事告訴まで進むケースもあるが、その場合には、さらに時間がかかる。そのような点を勘案して決定することになる。

エ デモ・ストライキの問題

・ストライキが合法であるのか違法であるのかは、その後の対応に関して重要な点である。

合法的なものであれば、参加している従業員を解雇することはできない。違法なものであれば、ストライキをやめるよう通知したにもかかわらずやめない場合解雇することができる。また、違法なストライキの場合には、原則として、賃金支払義務がない。

労働組合側は、ストライキが合法になるように仕掛けてくる。合法的なストライキとは、交渉がデッドロックに陥った場合や会社側が交渉を拒絶した場合に行われるものであるから、交渉が継続している限りストライキが合法になることはない。したがって、組合側は、交渉拒否の言質を取ろうとするなどして

る。そのような要件をしっかりと把握した上で対応しないと、合法ストライキになってしまう。組合との交渉について弁護士が対応することが最適かはわからないが、法的な面から検討することは必要である。

(3) 事業の拡張と縮小・撤退

ア 概要部分

・事業の拡張については、増資をすることが多いが、その場合、株主総会決議が必要である。また、授權資本まで増加する場合には特別決議が必要である。増資に際しては、外資の出資比率に制限がある業種に注意してほしい。外資企業については、増資に際して投資調整庁（BKPM）の承認が必要である。

・最近の景気の後退に伴って、事業の縮小や撤退についての関心が高まっている。撤退には、会社清算による方法と株式譲渡による方法がある。清算の段階で債務超過である場合には、原則として破産法の手続に入る。株式譲渡については清算より手続が単純であるが、支配権の移転を伴う場合、すなわち過半数以上の議決権が移転する場合には、会社法上の「買収」という手続による。

・会社法上、株主は2名以上必要であるため、合弁事業においてローカルパートナーに株式を譲渡する際、譲渡する相手方が1名である場合には、株主がもう1名必要となることに注意されたい。

・縮小にあたって不動産を整理することもあるが、インドネシアの不動産法制は日本とは大きく異なり、非常に特殊である。インドネシアの土地の所有権は、原則としてインドネシア国民にしか認められていない。外資企業を含む法人は、建設権など期間制限のある権利を取得できるに留まる。土地の売買は厳密には土地の権利の売買である。どのような権利を売買しようとしているのかに留意する必要がある。権利の移転には公証人による譲渡証書が必要であり、単なる売買契約では権利が移転しないことに注意が必要である。

イ 撤退の手法とプロセス

(以下の3つの発言は、撤退に関する清算と株式譲渡という2つの手法のうち、どちらの手続を扱った経験が多いか、という司会からの質問に対する3名の弁護士の回答である。)

・扱った案件は、株式譲渡の案件がすべてである。清算については検討したことはあるが扱ったことはない。清算は、手続きが煩雑で長期化する。さらに、清算の場合、納税者番号を返納する際の税務調査が長期化すると聞いている。売却先が見つかるのであれば、株式譲渡のほうが簡便である。

・これまではインドネシアの景気は悪くなかったため撤退の件数は多くなかったが、これから景気の踊り場を迎えるにあたって、撤退・縮小を考える会社も増えると考えている。これまでの経験から一番簡単であるのは、合弁先のローカルパートナーに株式を引き取ってもらうという手段である。独資の場合には、譲渡先を見つけて株式譲渡をするか、清算することになる。資産をすべて整理して清算手続を行う案件を扱ったこともあるが、時間がかかる。

・経験上、会社清算よりも株式譲渡という手段をとる例が多い。清算はかなり時間がかかる。独資の場合、ローカルパートナーが存在しないため、新たに買い手を見つけなければならないが、債務超過のケースが多いので、ローカルの買い手が見つかりにくい。工業団地の土地の権利などを有している場合、実質的に土地を買ってもらうという形で売却先を見つけた例がある。

ウ 事業の拡張・縮小に伴う不動産の取得と処分

・インドネシアの不動産法制は、日本とは異なり、かなり特殊なものとなっている。事業の拡張の際に不動産を取得する又は縮小に伴って不動産を処分するには、土地の所有権の売買ではなく、一般的には建設権（HGB）の売買ということになる。売買の際の契約関係については、PPJB²⁸を締結し、様々な諸条件を整えた後、AJB という公正証書を締結して、土地の権利を移転するという実務になっている。注意すべきは、土地の権利が法的に移転するのは AJB が締結された時点であり、その前段階である PPJB を締結して代金を支払っただけでは権利は移転しないということである。代金を支払ったにもかかわらず AJB が締結されないという事態を避けるため、PPJB に、PPJB 締結後の土地権利移転のための条件の成就や AJB 締結のスケジュールを書き込むことが重要である。

(4) 契約法務

²⁸ 土地売買契約を示す。

ア 言語法²⁹（契約書へのインドネシア語使用義務）について

・言語法が争点となった裁判例はいくつかあるようであるが、そのなかで最も重要で、衝撃を与えた例を紹介する。2010年すなわち言語法制定後に、英語のみを用いて締結された、貸付人を米国法人、借入人をインドネシア法人とするローン契約について、英語のみで作成されていることを理由としてインドネシア法人が無効を主張した、というものである。

2013年6月、西ジャカルタ地方裁判所は、言語法第31条に違反しているとして、契約は無効と判断した。米国法人は控訴したが、2014年5月、ジャカルタ高等裁判所は第一審の判決を支持した。その後、上告されたが、最高裁のウェブサイト上に、2015年8月31日付で米国法人の上告が棄却されたとの情報が掲載されていることを確認した。

・クライアントに対しては、できるだけ、契約書は英語とインドネシア語のバイリンガル版で作成することを勧めている。インドネシアの法理論上、裁判例について先例拘束性が認められていないため、今後同じような争点が争われた場合、裁判所が別の判断をすることもありうるが、それに「賭ける」わけにはいかない。バイリンガル版の作成が間に合わない場合、次善の策として、英語版で契約を締結した後、インドネシア語版を作成しインドネシア語版についても契約書として締結することを勧めている。

・言語法及びインドネシア語を使用しなかったことで契約が無効とされた裁判例があるため、この点は注意すべき点であると説明している。最も手堅く対応する場合には、すべての契約について必ずインドネシア語版をつけるのがよいと説明している。

一方で、時間やコストの関係でインドネシア語版を作成したくない場合には、契約書の内容の重要性によって「無効になっても何とかなる」ということであれば、作成しないという選択肢もコストの兼ね合いによっては考えることになる。たとえば、親子会社間の契約であれば、子会社が親会社を訴えるということは考えにくいので、インドネシア語版を作成しないということもある。状況に応じて、契約の重要性とコストの兼ね合いで考えるのがよいであろう。

²⁹ 正式名称は「国旗、国語、国章、国歌に関する法律」（法律2009年第24号）。同法第31条第1項は、概要、インドネシア法人又はインドネシア人が含まれる契約についてはインドネシア語で記載されなければならない旨規定し、同条第2項は、外国当事者が含まれる契約については、インドネシア語を用いることに加えて、当該外国語及び／又は英語を併記することができる旨が規定されている。条文の内容については、司会から説明がされた。

- ・ほぼすべての場合、契約書は英語とインドネシア語の双方で作成しましょうという説明をしている。英語だけで作成しようという話は、現在では聞いたことがない。英語版の内容が先に確定しており、インドネシア語に翻訳すると時間がかかるという場合、先に英語版を締結し、数日以内にインドネシア語版を締結するという程度の妥協をすることはある。

- ・裁判例があることによって、インドネシアのすべての弁護士が言語法に関する主張をすれば契約を無効にできるということを知ることになった。悪意をもった主張をされることもありうるであろう。

イ ルピア使用義務

- ・2011年に施行された通貨法によって、国内取引におけるルピア使用の義務が定められた。その後、通達等によって、国内取引について現金決済やクレジットカード決済についてのみルピア決済が義務付けられ、銀行送金等についてはルピアの使用義務はなかった。しかし、2015年、新しい通達が発せられ、2015年7月1日より、銀行送金等も含め、国内取引には全面的にルピア使用義務が課せられることとなった。例外として、2015年7月1日より前に締結された契約に基づく取引、クロスボーダー取引、銀行預金、銀行からの融資等は、ルピア使用義務の対象とはならない。ルピア使用義務に違反した場合、(i) 警告状が発せられる、(ii) 取引金額の1パーセントの罰金（最大10億ルピア）、(iii) 中央銀行が管轄省庁に対して違反企業のライセンスの停止や取消を勧告することができる、と定められている。

- ・このような規制があるので、契約書の契約金額はルピアで記載しなければならない。しかし、契約金額はルピアで記載した上で、為替レートを合意する、すなわち、為替レートが変動した場合には契約金額も変動するという合意をすることは法令には違反しないのではないかと考えている。中央銀行に対して非公式に確認したところ、担当官レベルでは問題ないとの回答を口頭で得た。しかしながら、実際には外貨で合意しているのと同じであるとの意見もあり、当事務所でこのような方法を試みたことはない。

ウ 紛争解決地の選択

- ・仲裁は両者が合意しないと用いることができず、紛争が発生してから合意す

ることは難しいので、契約書において事前に合意しておくことが重要である。

・紛争解決地として日本の裁判所を選択した場合、日本の裁判所の判決をインドネシア国内で強制執行することができない。他方、仲裁であれば、条約によって外国での仲裁判断もインドネシア国内で強制執行できる。

・(紛争解決方法としていかなる手段を勧めているかという司会からの質問に対して) 一般的に、インドネシアの裁判所は外国企業にとって使い勝手が悪いので、紛争解決地として選択することは避けたい。日本の裁判所についても、インドネシア国内の財産に強制執行ができないので、日系企業同士の契約というようなことでもない限り、選択しにくい。したがって、仲裁を選択するのがよいのではないか。仲裁機関としての信用性の高さからはシンガポールの仲裁機関を勧める。シンガポールを選択する場合には費用の問題もあるので、日系企業の現地法人とインドネシア企業との取引の場合、ジャカルタの BANI³⁰ という仲裁機関を選択するのもいいのではないかと説明している。

エ インドネシア民法第1266条への対応

・インドネシア民法第1266条は、債務不履行の場合でも、相手方当事者が契約を解除するには裁判所への申立てが必要である、ということを定めている。債務不履行があれば相手方当事者に損害賠償請求権と解除権が発生するのは常識であるが、インドネシアでは異なる。この規定は非常に特異であると理解されており、契約においては、この規定の適用を排除するのが一般的である。債務不履行のリスクは双方にあるため、適用排除条項を設けることに反対する当事者は通常はいないであろう。

(5) 訴訟

ア インドネシアの裁判制度の概要

・インドネシアの裁判制度は、残念ながら、外国投資家や国民から高い信頼を得るには至っていないという現状である。まずは、いかに裁判に巻き込まれないようにするのが重要な観点である。ただ、意外ではあるが、インドネシアは訴訟社会であり、日系企業は現地弁護士や現地企業から狙われるということもある。また、相手方の契約不履行の場合、日系企業としても訴訟を起こさざ

³⁰ 正式名称は、「Badan Arbitrase Nasional Indonesia」。

るを得ない場合もある。

- ・インドネシアは三審制であるが、産業関係裁判所や商業裁判所については二審制になっている。

- ・日系企業が債権回収で困ることもあろうが、まずは訴訟に至る前に回収するというのが第一段階となる。当事者間で解決ができない場合、法律事務所を起用して法律事務所名義で支払督促状を送ることになる。それに対して、相手方も弁護士を立てて協議が始まる、というのが一般的である。それでもまとまらない場合には、訴訟を提起することになるが、費用や回収可能性、かかる時間を検討して、訴訟に踏み切るかを判断することになる。

- ・インドネシアでは、裁判所にもまだ汚職が残っているものと理解している。相手方が裁判官に賄賂を払うと勝てる事件も勝てなくなってしまう。腐敗という点については、賄賂を払わないということ以外に、日本の弁護士ができることはない。相手方が賄賂を払ってしまったからといって、こちらが払うとインドネシアと日本の双方で犯罪になってしまうため、決して払ってはいけない。汚職撲滅委員会（KPK）による取り締まりも厳しく行われている。このような状況なので、できるだけ裁判を使わないように気を付ける必要がある。

イ 仲裁と訴訟について

- ・当事者間で仲裁を用いる合意がなければ、訴訟を用いることになる。

- ・インドネシアの裁判の特徴として、判決の予見可能性が低いという点が挙げられる。また、意外な特徴としては、裁判の進行が速いということがある。第一審は半年以内に終わらせなければいけないという規則がある。実質的な審理が始まると、どんどん進んでいく。また、証拠は原本でなければ出せない。何も準備がない段階で突然訴えられると、主張の機会もないままどんどん進行していくということになりかねない。訴訟になりそうな場合、早めの対応が必要である。また、証拠についても、日頃から原本で出せるように整理することが重要である。

- ・仲裁であれば、腐敗はないはずである。判断内容も合理的であろう。BANIであれば180日以内に終了させるという方針があり、割とスムーズに進行する。一方で、仲裁費用は裁判費用より高額である。

- ・インドネシアでは裁判費用が低額であるため、言いがかり的な訴訟を起こされることがよくある。契約書に仲裁条項を入れ込むことによって、言いがかり的な訴訟を一定程度予防することができる。

- ・実際に訴訟になってしまった場合、インドネシア人弁護士の選定は慎重に行う必要がある。インドネシアにおける司法試験の歴史は浅い。また、インドネシアの弁護士会は分裂を繰り返しており、弁護士自治が期待できない。小規模で訴訟を専門にしているような事務所には、さまざまなレベルのインドネシア人弁護士がいる。着手金が安いからという理由で起用したインドネシア人弁護士から、裁判手続がかなり進んだ状況で、「裁判官にいくら払わないと敗訴する。」と言われ、賄賂を要求されたといった話を聞いたことがある。

6 日本法弁護士をいかに活用するかという視点からの発言

パネル・ディスカッションの総括として、登壇した日本法弁護士全員から、「日本法弁護士をインドネシアにおいてどのように効果的に活用するのか」という視点からの発言がそれぞれなされた。

昨年度調査研究においては、日系企業から、「インドネシアで日本の弁護士が何をしてくれるのか分からない。」という趣旨の声が聞かれた。そこで、登壇予定の日本法弁護士による事前打ち合わせの際に、この点について問題提起したところ、パネル・ディスカッションの総括として、各弁護士が日本法弁護士を活用することの意味について発言することになったという次第である。各弁護士の発言の内容は、以下のとおりである。

【発言内容】

- ・日本本社への説明や意見書の提出を出向先のローカル事務所の名称で行うことができる。

- ・インドネシアでは、外弁規制上、日本法弁護士は「アドバイザー」という立場ではあるが、日本法でのプラクティスの経験を活かして、インドネシア法務についても、インドネシア人弁護士と協働して創造的なアドバイスを提供することができる。

- ・日本語で相談できることに加えて、日本法とインドネシア法の違い、日本語と

インドネシア語の違いを理解した上で、インドネシア人弁護士と協働でアドバイスをすることができる。

- ・日系企業の懸念点や感覚に対して共感することができる。
- ・インドネシア人弁護士の一部はいわゆる「海千山千」であり、日系企業が使いこなすことは簡単ではない。日本法弁護士が間に入ることでコントロールできる。
- ・インドネシアは日本に比べて法制度が未熟であるが、日本法弁護士は日本法の知識を活かして、インドネシアにおける法運用のあるべき姿を見通すことができるのではないか。
- ・インドネシア人弁護士のなかにはクオリティが高くない者や平然と違法行為を勧めてくる者もいるが、日本法弁護士が所属しているインドネシアの法律事務所に関しては、この点についてスクリーニングが済んでいるため、安心して利用してもらえる。ゼロからローカルの法律事務所を探すより簡便である。

7 JETRO ジャカルタ事務所による総括³¹

筆者は、本シンポジウム開催後の2015年9月25日、主催を引き受けて頂いたJETRO ジャカルタ事務所を訪問し、本シンポジウムの成果について意見交換を行い、あわせて同事務所としての総括につきヒアリングを行った。ヒアリング内容は以下のとおりである。

【ヒアリング内容】

- ・多くの法律事務所の協力によって開催するという形式はこれまでになかった。法務省の委託調査研究と協働で実施したため実現できたものと理解している。
- ・内容については、日系企業の関心が高く、ニーズが多く存在する事項を取り上げることができた。参加企業の満足度は高かった。
- ・法の運用が不透明な論点について、複数の法律事務所のオピニオンを聞くことができた点は非常に良かった。

³¹ 以下は、あくまでヒアリングに基づく担当者レベルでの個人的な意見であり、同事務所の公式見解という趣旨ではない。

・法規制について、内容を説明し注意を促すというようなセミナーについては以前にも実施したことがあるが、今回は、ケーススタディを取り入れ、かつ、一歩踏み込んだ説明があったため、法運用の実態について「相場観」が見えた。

・登壇した日本法弁護士のなかには、私³²が存じ上げていなかった人もいた。多くの日本法弁護士を知ることができたことは、JETRO としても有益である。

・JETRO としては、日系企業の課題を解決するためには、日本法弁護士でなければならない、というようには考えていない。コンサルタントでもローカル弁護士でもよいというスタンスである。ただ、その中で、日本法弁護士と Win-Win になるようなポイントを見つけて協力できればよい。

・可能であれば、今回のようなシンポジウムを来年も開催したいと考えている。

8 アンケート結果

(1) アンケートの実施

本シンポジウムに際して、本シンポジウムの成果を測り、かつ、日本法弁護士による日系企業に対する効果的な法的支援の提供の在り方を調査するため、アンケート（以下、「本アンケート」という。）を実施した。

(2) 回答総数及び集計結果

本アンケートの回答総数は89件であり、回収率は約79%である。

本アンケートは、(i) 本シンポジウムの効果を直接測る部分と (ii) 日本法弁護士による効果的な法的支援の提供の在り方について検討する際の基礎データとする部分によって構成されている。以下、本シンポジウムの効果を直接測る部分について、集計結果と回答内容を記載する³³。

³² JETRO ジャカルタ事務所担当者。

³³ 日本法弁護士による効果的な法的支援の提供の在り方に関する部分については、拙稿「「インドネシア共和国における日本の法曹有資格者による効果的な法的支援の提供の在り方についての分析・提言」に関する調査研究報告書」において記載した。そのため、本アンケートの質問票及び集計結果については、かかる報告書の別紙として添付した。

質問8

本日のパネル・ディスカッションの内容は、貴社にとって有益な情報となりましたか？その理由についてもご記載下さい。

1. 非常に有益な情報だった
2. ある程度有益な情報だった
3. あまり有益な情報ではなかった
4. まったく有益な情報ではなかった

【集計結果】

1. 非常に有益な情報だった・・・47（52.8%）
2. ある程度有益な情報だった・・・37（41.5%）
3. あまり有益な情報ではなかった・・・0（0%）
4. まったく有益な情報ではなかった・・・2（2.2%）

※未回答3件

「1. 非常に有益な情報だった」の理由³⁴

- ・多くの意見を聞くことができた。
- ・不明点につき明確になった。特に、言語法、ストへの対応について。
- ・短時間のなかでポイントが絞られていて良かった。特に、現場・現実的なコメントが多く有益であった。
- ・知らない情報、考え方を提供してもらった。
- ・基本を知っただけでも有益であった。
- ・知りたかった情報を聞くことができた。
- ・具体的な話が多くわかりやすかった。非常に興味深い内容だった。

³⁴ 参加した日系企業の現地における率直な声を報告するため、同趣旨の回答であってもなるべく記載することとした。ただし、すべての回答を記載しているわけではなく、一部を抜粋して記載している。また、趣旨を損なわないよう留意しつつ、一部、表現を筆者において変えている。以上については、他の質問に対する回答についても同様である。そのため、拙稿「「インドネシア共和国における日本の法曹有資格者による効果的な法的支援の提供の在り方についての分析・提言」に関する調査研究報告書」に添付した集計結果（すべての回答が記載されている。）とは表現が若干異なる部分もある。

- ・日本本社で顧問契約を結んでいる法律事務所はジャカルタに拠点がないため、話をしたくてもできない状況のなか、このような催しによってインドネシア法務の現場を知ることができた。
- ・色々と相談できる場所があると分かった。
- ・弁護士としての見解、個別の事例への対応等複数の意見を聞くことができ有意義だった。
- ・建前だけでなく、現実的な運用について知ることができた。
- ・契約について軽く考えていた。現在、業務委託契約を締結しようとしているがあらためて見直したい。
- ・インドネシアの法律を理解するきっかけとなった。
- ・弁護士が身近なものになってきた。
- ・総合的にいろいろ知ることができた。
- ・「仲裁」の文言を入れることで裁判所の介入を防ぐということ、仲裁のレベルが高いということを知った。
- ・労務でぶつかる諸問題に対する体系的な理解の補完。
- ・知らないことがたくさんあった。
- ・事例をあげてもらったのがよかった。
- ・労務問題についてよくわかった。
- ・会社を運営していくうえですべて必要な情報であった。今後は個別案件について精査していきたい。
- ・日本法弁護士というよりインドネシア人弁護士を使わざるを得ないと思っていた。

- ・同じテーマに対し複数弁護士のコメンを聞くことができた。
- ・仲裁と訴訟についてはよくわからないことが多かったので、少し見えてきた。

「2. ある程度有益だった」の理由

- ・使い方³⁵によっては有効だと思う。
- ・まだスタートしたばかりなので、様々なことへの対応・準備ができる。
- ・弁護士に相談した場合にインドネシアではどこまで解決が可能か難しいと感じた。
- ・特に労務問題について、今後役立てていきたい。
- ・労務問題における非居住の取締役・コミサリスが IMTA を必要とすることを知らなかった。
- ・もう少し、各項目に関して時間が欲しかった。
- ・言語法の話が有益であった。
- ・法務担当者として参加している者にとってはもう少しだけ具体的なケースを知りたい。
- ・労働移住大臣令 2015 年第 16 号について主なポイントの解釈及び対応についてアドバイスを聞いたから。
- ・テーマがはっきりしていたので順序よく話が聞けた。やりとりが早口だったのでメモをしにくかった。
- ・知っていることが多かった。

³⁵ 「日本法弁護士の起用の仕方」という趣旨であろう。

質問9

本日のパネル・ディスカッションで取り上げられたテーマのなかで、最も有益だったものはどのテーマですか（複数回答可）。その理由についてもご記入下さい。

1. 労務 2. 事業の拡張と縮小・撤退 3. 契約法務 4. 訴訟

【集計結果】

1. 労務：52
2. 事業の拡張と縮小・撤退：16
3. 契約法務：44
4. 訴訟：21

【理由記載欄の記述】

「1. 労務」の理由

- ・組合対応は非常に大きな課題であるため。
- ・直近で自社に関わる問題がある。
- ・直面した課題がある。
- ・今まさに抱えている問題だから。
- ・日頃よく直面する問題だったため参考になった。
- ・外国人の就労については現在非常に関心のあるテーマである。
- ・一番身近な問題であるため。

「2. 事業の拡張と縮小・撤退」の理由

- ・現在、M&Aを検討しているため。
- ・減資について検討していたため、リアリティをもって話を聞いた。

「3. 契約法務」の理由

- ・ルピア使用義務などの項目で実務的な対応策等を聞くことができてよかった。
- ・言語法について、最近の情報を入手できた。
- ・金融取引において常に話題となるテーマのため。
- ・契約の細かいテクニックを知ることができてよかった。
- ・当社の現在の問題とリンクしていた。

「4. 訴訟」の理由

- ・裁判と仲裁の仕組みについて理解した。

「複数回答」の場合の理由と回答した項目

- ・直面しそうなことであるから（1、2）。
- ・駐在員事務所をスタートしたばかりであるから（1、2）。
- ・実務に直結する内容（1、3）。
- ・インドネシアに内在するリスク（3、4）。
- ・すべての項目で知らないことを教えられた（1、2、3、4）。
- ・代金回収が困難であるから（3、4）。
- ・意外と基礎的な事項をフォローアップできていない（3、4）。
- ・非常に身近な問題で日本との法律の違いに時折悩むことが多い（1、3）。
- ・それぞれ具体的に経験した内容と重なり参考になった（1、2、3、4）。

- ・よく理解していないことが多い（３、４）。
- ・当社が直面している案件であるから（１、４）。

9 本シンポジウムの成果

本シンポジウムの成果として、以下の各点が挙げられる³⁶。

(1) ジャカルタ駐在日本法弁護士に対する認知度の向上

本シンポジウム開催の目的として、ジャカルタにおける日本法弁護士の存在を日系企業に周知し、日系企業の日本法弁護士に対するアクセシビリティの改善・充実を図ることを想定していた。

この点については、(i) 本シンポジウムの案内文が、JETRO ジャカルタ事務所及びJJCを通じて、1000か所以上にメール送信されたこと、(ii) 100社を超えるインドネシア進出日系企業が参加したこと、(iii) 本シンポジウム参加者に対して、登壇した日本法弁護士の連絡先を含むプロフィール一覧を配布したこと、(iv) シンポジウム終了後、参加者と登壇した日本法弁護士との名刺交換の場を設けたこと、から十分に達成できたものと考えている。

(2) 日本法弁護士に対する潜在的な需要の掘り起こし

本アンケートにおいて、今までジャカルタ駐在日本法弁護士に相談をした経験がない日系企業に対して、本シンポジウムに参加したことで日本法弁護士に相談してみたいと思ったかを尋ねたところ、約73%が、相談してみたいと思った旨を回答した³⁷。

後述する日本法弁護士を起用するメリットの周知とも関連する部分であるが、本シンポジウムは、日本法弁護士に対する潜在的な需要を掘り起こし顕在化させるという点において意義があったものと理解している。

(3) 価値ある法情報の提供

³⁶ あくまで、本調査研究の趣旨に基づく成果であり、筆者の私見である。主催者であるJETRO ジャカルタ事務所の見解ではない。

³⁷ 本アンケート質問6。この点に関しては、拙稿「インドネシア共和国における日本の法曹有資格者による効果的な法的支援の提供の在り方についての分析・提言」に関する調査研究報告書」において記載したため、本報告書においては簡単に触れるにとどめる。

本シンポジウムにおいて提供された情報が有益であったか否かを尋ねた本アンケート質問8について、「1. 非常に有益な情報であった」との回答及び「2. ある程度有益な情報であった」との回答を合計すると約94%に達し、本シンポジウム参加者の多くが、内容について肯定的に評価している。

このことは、各テーマにおいて、法律の内容についての一般的な説明にとどまらず、具体的な事案において、法律の内容及び規制当局の対応が不透明な状況を前提にしつつも、各弁護士の所属事務所がクライアントに伝えている具体的な対応方法にまで踏み込んだ説明がなされたためであろう。また、複数の弁護士が同一のテーマについて意見を述べたという点についても評価されている。法運用が不透明な状況であるがゆえに、一度に複数の弁護士の見解を聞くことができる機会は非常に有益である。

(4) 日本法弁護士を活用する意義に対する理解の促進

上述したように、本シンポジウムでは、インドネシアにおいて日本法弁護士を活用することの意義について、登壇した各弁護士がそれぞれの意見を述べた。

このような情報を発信することによって、日系企業の間において日本法弁護士を活用する意義に対する理解が促進されるはずである。そして、「日本の弁護士がインドネシアで何をしてくれるのかわからない。」といった日系企業の疑問は徐々に解消され、日系企業が日本法弁護士を効果的に活用していくことにつながるであろう。

この点は、本調査研究の趣旨から、本シンポジウムにおいて最も強調したいと考えていた点であり、将来的な日本法弁護士による効果的な法的支援の提供という観点から有意義であったと考えている³⁸。

(5) 継続開催の可能性とその意義

JETRO ジャカルタ事務所及び在インドネシア日本国大使館からは、次年度以降も同様のシンポジウムを継続的に開催していくことについて前向きな発言があった。

このようなシンポジウムを年1回程度定期的に開催していくことによって、インドネシア進出日系企業の間における日本法弁護士の存在に対する認知度及び日本法弁護士活用のメリットに対する理解度がさらに向上し、インドネシアでの日本法弁護士の効果的な活用に資するはずである。

加えて、このようなシンポジウムの機会を継続していくことで、JETRO ジャカル

³⁸ この点に関する分析は、拙稿「インドネシア共和国における日本の法曹有資格者による効果的な法的支援の提供の在り方についての分析・提言」に関する調査研究報告書に記載した。

タ事務所、在インドネシア日本国大使館及び JJC 等の日系各機関と日本法弁護士との間の連携体制が強化され、将来的な、日系諸機関と日本法弁護士との連携に基づく法的支援の提供の可能性が広がるであろう。

一方で、本シンポジウムの実現は、ジャカルタ駐在日本法弁護士の中の個人的な信頼関係に依拠している部分も否定できない。将来的にジャカルタに駐在する日本法弁護士の人数が増加した場合や駐在弁護士の代替わりがあった場合などに、今回のような複数の法律事務所に所属する弁護士が協力して実施する環境を維持できるかについては、今後の課題である。

第4 スラバヤにおける日系企業を対象とした法律セミナー

1 本調査研究における位置付け

昨年度調査研究においては、主にジャカルタ及びその近郊に所在する日系企業に対して、日本法弁護士による法的支援へのニーズ調査を実施した。インドネシア進出日系企業のうち約8割はジャカルタ及びその近郊に所在している。そのため、ジャカルタ及びその近郊において調査を実施することによって、集中的かつ効率的に調査を実施したいと考えた結果である。

一方で、インドネシアの国土は広大であり、ジャカルタ及びその近郊以外の地方都市にも、一定数の日系企業が進出している。このような地方都市に進出している日系企業に対しては、昨年度調査研究において十分なニーズ調査を行うことができなかった。

地方都市では、法的な情報や弁護士を含む専門家へのアクセスが、ジャカルタ近郊における場合と比して、制約されることが想像される。実際に、インドネシアに駐在する日本法弁護士は、いずれもジャカルタを拠点に活動しており地方都市を拠点に活動している者はいない。また、「地方都市に進出している日系企業は、税務や労務などの情報に飢えている。」とのある日系機関担当者の率直な発言に接したこともある。

以上の次第であり、地方都市に進出している日系企業について、適切な支援方策の実施を試みることは、本調査研究に残された大きな課題であると考えていた。

そこで、本調査研究における「支援方策の試行」の一環として、日系企業の集積があり、かつ、インドネシア第二の都市であるスラバヤにおいて、日本法弁護士による日系企業を対象とした法律セミナー及び無料法律相談を実施することを検討することとした。スラバヤを含む東ジャワには、約140社の日系企業が所在する。うち、日本人駐在員を置いている企業は約50社であり、東ジャワジャパンプラブの法人部会

会員企業とほぼ重なる³⁹。前述のとおり、現時点において、スラバヤに駐在して活動する日本法弁護士は存在しない⁴⁰。

スラバヤにおいて法律セミナーを開催することにより、スラバヤ所在の日系企業に対して、日本法弁護士によって有益な法情報を提供するとともに、弁護士起用による法的トラブルの予防や適切な対処への意識を高めたいと考えたのである。

2 開催に至る経緯

かかる法律セミナーを効果的に実施するためには、日系諸機関や現地の日本人社会の協力を得ることが不可欠である。そこで、JETRO ジャカルタ事務所に対して、地方都市における日本法弁護士による日系企業支援の可能性を探るというセミナー実施の趣旨を説明し、協力を依頼した。同事務所からは、現地の日本人会である東ジャワジャパンプラブにおいて法務に関するセミナーについてニーズがあるのであれば、同事務所において実施することを検討する余地があるため、まず同事務所において東ジャワジャパンプラブと協議する旨の回答を得た。

その後、JETRO ジャカルタ事務所内での検討及び同事務所による東ジャワジャパンプラブ等との調整を経て、同セミナーは、2015年12月にJETRO ジャカルタ事務所が主催する「税務・労務セミナー」に、本調査研究との協働という形で「法務」のパートを追加し、「法務・税務・労務セミナー」として実現することが決まった（以下、本報告書「第4」において、かかるセミナーを「本セミナー」という。）。

また、本セミナーにあわせて、日本法弁護士による日系企業を対象とする無料法律相談についても実施することとなった⁴¹。

以上を踏まえ、筆者より、ジャカルタに駐在して活動する日本法弁護士1名に対し、セミナーの講師及び法律相談担当者を引き受けることを依頼し、了解を得た。

このような次第で、スラバヤにおける法律セミナーは、JETRO ジャカルタ事務所が主催する「法務・税務・労務セミナー」のうち法務パートについて、本調査研究との協働で実施するという形で実現することとなった。

以下、本セミナーの概要及び成果について報告する。

3 セミナーの概要

³⁹ 以上について、在スラバヤ日本国総領事館及び東ジャワジャパンプラブからのヒアリング。ヒアリング実施日：2015年11月13日。

⁴⁰ ただ、2015年9月より、在スラバヤ日本国総領事館が「リーガル・コンサルテーション」を実施しており、2017年度は、ジャカルタに駐在する日本法弁護士1名が、2か月に1回、スラバヤに出張して相談を実施している。

⁴¹ 法律相談の実施における外弁規制上の制約への配慮については後述する。

本セミナーの概要は、以下のとおりである。

- (1) 表題
「法務・税務・労務セミナー」
- (2) 開催日時
2015年12月7日 午後1時～午後5時⁴²
- (3) 主催・共催
主催：JETRO ジャカルタ事務所
共催：在スラバヤ日本国総領事館、東ジャワジャパンプラブ
- (4) 場所
在スラバヤ日本国総領事館講堂
- (5) 対象
東ジャワ進出の日系企業
- (6) 内容⁴³
日本法弁護士による講演、個別法律相談
- (7) 法務パートの講師⁴⁴
平石努氏（ジャカルタに駐在して活動する日本法弁護士）
- (8) 法務パートの講演題名
「法的紛争の予防と対策～直近の法的論点を踏まえて～」
- (9) 参加費
無料
- (10) 参加申込者数等
本セミナーの案内は、東ジャワジャパンプラブを通じて、同クラブ会員企業

⁴² うち、法務パートは午後1時10分から午後2時まで。

⁴³ 法務パートのみ記載。

⁴⁴ 法務パートのみ記載。他に、労務コンサルタント及び税理士（いずれも日本人）が、労務及び税務について講師を務めた。

に対して電子メールで配布された。配布先は約50社である。

本セミナーへの参加申込及び当日参加人数は、以下のとおりである。

- ・参加申込：19名
- ・当日参加人数：19名

4 セミナーの内容

(1) 講師による講演の内容

本セミナーにおける法務パートの講演は、講師及びJETROジャカルタ事務所において検討の上、法的な紛争の予防と対策という観点から、契約法務及び紛争解決手段について取り上げることになった。題名は、「法的紛争の予防と対策～直近の法的論点を踏まえて～」である。

当日は、講師より、配布資料として、パワーポイントスライドの説明資料と売買契約書のサンプルが配布された。以下、当日のセミナーの内容について、簡単に報告する⁴⁵。

【講演内容】

・インドネシアの民法は、いまだオランダ植民地時代のオランダ語が原文のものである。植民地時代の法令の上に近代法が乗っている、という状況であり、「砂上の楼閣」という印象を受ける。

・大陸法系の日本では、契約書に記載のない事項は民法が適用される。契約書に記載がなくても裁判官が正しい判断をしてくれる。一方、英米法系の国では、合意事項はすべて契約書に記載される。インドネシアは大陸法系ではあるが、民法が機能不全であり、裁判官の能力も発展途上であるため、合意事項はすべて契約書に記載する必要がある。

・インドネシアの日系企業は、契約書を作成せず、Purchase order と Invoice だけで取引をしている場合も多いかもしれない。経済が順調に成長しているときであれば、このような対応でも問題は少ないかもしれない。しかし、長期間の取引

⁴⁵ 以下の内容は、筆者の手控えに基づき、簡潔に記載したものである。内容の正確性には万全を期したが、万が一、当日の講師の説明や意図と齟齬があった場合、講師の責任ではない。

である場合には、たとえば支払いが遅延した場合の対応方法など、基本的な契約条件を定めた契約書を作成したほうが良いと考えている。

・日々コンプライアンスに留意していないと、民事紛争になった場合、相手方のインドネシア人弁護士にコンプライアンス違反を「粗探し」をされて、たとえば入国管理局などに通報される恐れもある。民事紛争が予想される場合には、コンプライアンス遵守について確認しておく必要がある。

・残念ながら裁判所を信用できないインドネシアにおいて、紛争解決手段については、大規模な契約であればシンガポールでの仲裁を、さほど規模が大きい契約であればジャカルタでの仲裁を勧めている。外国の判決はインドネシアでは執行できないので、日本の裁判所による裁判を紛争解決手段として選択することはできない。

(2) 質疑応答の内容

講演の後、質疑応答の時間が設けられ、以下の質疑応答がなされた。

【質問】

契約書の内容が労働法規に違反している場合でも、相手方が合意していれば、契約書の内容が優先するのか。

【回答】

法律には合意により排除できる任意法規と、合意による排除ができない強行法規とがある。労働法の条項はほとんどが強行法規であるため、契約による適用の排除はできない。

5 無料個別法律相談会

本セミナーの開催後、講師を務めた日本法弁護士による無料の個別法律相談を実施することが予定されていた⁴⁶。

しかし、本セミナーの申し込みに際して無料個別法律相談への申し込みを募ったところ、応募がなかった。そのため、残念ながら無料法律相談の実施には至らなかった。

なお、この法律相談は、インドネシアにおける外弁規制上の制約の範囲内で実施されるものであることをより明確に示すため、インドネシア人弁護士の同席が予定され

⁴⁶ 20分の相談枠を3枠用意していた。

ていた。すなわち、かかる法律相談は、インドネシア人弁護士との協働で行われるものであり、インドネシア法に関する問題については、同弁護士が日本人弁護士を通じて助言を行う予定であった。当日は、個別相談の予定は入っていなかったものの、講師と同じインドネシア法律事務所に所属するインドネシア人弁護士をジャカルタより同道した。

6 JETRO ジャカルタ事務所担当者による総括⁴⁷

筆者は、本セミナー開催後、JETRO ジャカルタ事務所を訪問し、本セミナー主催者としての総括についてヒアリングを行った⁴⁸。

【ヒアリング内容】

・法務について、弁護士に話をしてもらえてよかった。コンサルタントによるセミナーの場合には、最近の法改正や留意点に重点が置かれる。一方で、今回は、契約実務や裁判になりそうな場合の対応など、弁護士としての実務に寄った話が多かった。弁護士ならではの話であり、日系企業が聞いていても手ごたえがあったと思う。

・日系企業の駐在員は、営業や製造に従事していた人が多く、法務に対する意識は弱い人が多い。目の前の状況に集中していて、法務のリスク管理までは目が届かない。インドネシアでは、どこに行っても誰に聞いたらいいのかわかりにくいということもある。今回のセミナーのような情報提供の機会があつてはじめて法務リスク管理の重要性を知るということもある。日系企業には、「知らずにやってしまった。」というようなこともあると思う。

・コンプライアンスの問題について、東京に報告すると、「遵守しろ」と言われる。しかし、インドネシアの法制度の状況のなかで完全には守れない部分もある。この相場観が分かるまでには時間がかかる。どこから費用が発生するかなど「最初の入り方」さえわかれば、弁護士に相談したいという人はいると思う。

7 アンケートの実施及びその結果

(1) アンケートの実施

⁴⁷ 以下は、あくまでヒアリングに基づく担当者レベルでの個人的な意見であり、同事務所の公式見解という趣旨ではない。

⁴⁸ ヒアリング実施日：2015年12月21日。

本セミナーに際して、本セミナーの効果を測るためアンケートを実施した。回収総数は19であり、回収率は100%である。

(2) 質問及び回答の集計結果

各講師⁴⁹の講演内容は、皆様にとって有益な情報となりましたか？その理由についてもご記載下さい。

1. 非常に有益だった 2. ある程度有益だった 3. 普通
4. あまり有益ではなかった 5. 全く有益ではなかった

【集計結果】

1. 非常に有益だった・・・5 (26%)
2. ある程度有益だった・・・11 (56%)
3. 普通・・・2 (11%)
4. あまり有益ではなかった・・・0 (0%)
5. 全く有益ではなかった・・・0 (0%)
※未回答1 (5%)

「理由欄」の記載⁵⁰

- ・契約社会、訴訟リスクの多さを実感した。
- ・日本との違いが大きいことが理解できた。
- ・契約書の重要性を認識できた。
- ・全体的な基本の理解に役立つ説明を頂いた。
- ・インドネシアの法制度、注意すべき点について理解できた。
- ・インドネシアの法律の成り立ちについて具体的に聞いた。

⁴⁹ 法務パートのみ記載。本アンケートの集計結果については、他のパートに関連する内容も含まれるため、本報告書に添付することは控えた。

⁵⁰ 趣旨を損なわない様に留意しつつ、筆者において表現を一部変更している。また、否定的な趣旨の回答は1件もなかった。

- ・ 仲裁条項の有益さを理解できた。

- ・ 実情を知る機会が出来た。

8 本セミナーの意義⁵¹

本セミナーの意義は、以下の2点にあると考えている。

まず、スラバヤという地方都市において、日本法弁護士が有益な法情報を発信したという点である。法務リスクの管理については、従前、日系企業においてさほど意識されていなかった分野である。特に、地方都市に進出する日系企業については、その傾向が高まるはずである。そのような状況のもと、日本法弁護士が有益な情報発信を行ったことによって、法務リスクの管理に対する意識が高まり、ひいては将来的な法的トラブルの予防に資するはずである。

次に、地方都市において、日本法弁護士の認知度及び活用の可能性に対する理解が促進された点が挙げられる。前述のように、インドネシアに駐在する日本法弁護士は、全員、ジャカルタを拠点に活動している。そのため、現地法人本社がジャカルタに所在するような場合を除き、スラバヤ進出日系企業が、スラバヤにおいて日本法弁護士に気軽に相談するという状況は存在しない⁵²。以上のような状況のもと、本セミナーを通じて、法的なトラブルの予防及び適切な対応にあたって、日本法弁護士を起用することが選択肢となり得ることが理解される端緒になったものとする。

以上の次第であり、本セミナーは、日本法弁護士によるインドネシアの地方都市における活動の意義を考えるにあたって貴重な機会になったものと考えている。

第5 バリ島における在留邦人を対象とした法律セミナー

1 はじめに

インドネシアのバリ島には、日系企業の駐在員として駐在している在留邦人はほぼおらず、インドネシア人と婚姻してバリ島に在住している日本人⁵³（特に、女性が多い。）やバリ島でリタイアメント生活を送る高齢の日本人が多い。このような状況の下、バ

⁵¹ あくまで、本調査研究の趣旨に基づく成果であり、筆者の私見である。JETRO ジャカルタ事務所の見解ではない。

⁵² この点に関連して、前述の在スラバヤ日本国総領事館による「リーガル・コンサルテーション」という試みが注目に値する。

⁵³ インドネシア国籍を取得している者も多い。

リ島においては、在留邦人に対する支援という観点から、ジャカルタ及びその近郊とは異なるニーズが潜在している可能性を感じていた⁵⁴。

以上の次第であり、本件調査研究の一環として実施する在留邦人に対する支援方策についてはバリ島で試行することを検討していたところ、バリ日本人会の会員であるインドネシアの弁護士試験合格者より、バリ島の在留邦人の間では、リタイアメント生活を送っている者を中心に、相続について関心が高いとの話を聞いた。そこで、同氏及びバリ日本人会と相談の上、バリ島において日本法弁護士とインドネシア弁護士の双方が関係する相続に関連する問題について、法律セミナーを行うこととなった（以下、「第5」において「本セミナー」という。）。

2 本セミナーの概要

(1) 表題及びテーマ

法律セミナー「バリにおける日本とインドネシア双方の法律が関与する相続などの問題」

(2) 開催日時

2016年1月29日 午後1時～午後3時

(3) 主催

バリ日本人会

(4) 場所

バリ日本語補習校6番教室

(5) 対象

バリ日本人会会員（法人会員及び個人会員）

(6) 講師

バリ島に居住するインドネシアの弁護士資格試験合格者
ジャカルタに駐在して活動する日本法弁護士
筆者

(7) 参加費

⁵⁴ この点については、昨年度調査研究における拙稿「「インドネシア共和国における日本企業・在留邦人に対する法的支援のニーズ」に関する調査研究報告書」に記載。

無料

(8) 参加申込者数等

本セミナーの案内は、バリ日本人会を通じて、同会会員に対して電子メールで配布された⁵⁵。本セミナーへの参加申込及び当日参加人数は、以下のとおりである。

- ・参加申込：31名
- ・当日参加人数：29名

3 セミナーの内容

(1) インドネシア弁護士試験合格者による講演

本セミナーにおいては、日本及びインドネシア双方での法的手続が関係する具体的な事例について、インドネシア弁護士試験合格者より説明がなされた。以下で、事例及び同氏による説明について、一部を取り上げ報告する。

【事例】

- i バリでリタイアメント生活を送っている日本人夫婦の一方が亡くなった場合、被相続人の名義となっているバリに所在する銀行の預金や生命保険などは、どのような方法で解約や受け取りが出来るのか。
- ii 単身バリに居住している日本人が亡くなり、兄弟や甥・姪などの傍系近親者しかいない場合、被相続人の遺産はどうなるのか。あるいは、本人が遺産の一部を世話になった現地の方に残したい、バリの財団に寄付して福祉に役立てたいと考えている場合は、どのようにすればよいのか。

【説明内容】

・被相続人が日本人である場合、その相続に関しては法の適用に関する通則法第36条により、被相続人の本国法である日本法が適用される。バリ島の銀行も、この点については同様の理解をしている。

・しかし、バリ島の銀行は日本の相続法について内容を理解していないため、

⁵⁵ なお、案内文には、個別の法律相談に及ぶような質問は受け付けない旨が記載された。

相続人による銀行預金の引き出しに際しては、日本法に基づく法定相続人の確定や法定相続分について日本の法律専門家によるリーガルオピニオンが要求される。以上の次第であり、i 及び ii 前段では、日本の相続法にしたがった処理がなされ、かつ、バリにおける財産の処理については、かかるリーガルオピニオンが必要、ということになる。

・遺言の成立及び効力については、法の適用に関する通則法第37条により、遺言者の本国法による。また、遺言の方式については、遺言者の国籍を有する国の法律に適合すれば方式として有効である⁵⁶。被相続人が日本人であれば、日本法に基づいて遺言を作成し、遺産の一部をバリの人やバリの財団等に遺贈するということも可能である。ただ、バリでの遺言執行の際には、遺留分の侵害がないかなど日本の相続法に適合していることについて、日本の法律専門家によるリーガルオピニオンを求められる可能性もある。

(2) 日本の相続法に関する説明の補足及びジャカルタ駐在日本法弁護士による補足

その後、筆者より、遺言相続及び法定相続に関する基本的な知識等、日本の相続法について補足説明を行った。

あわせて、ジャカルタに駐在する日本法弁護士より、インドネシアで扱った日本の相続が関係する案件についての話など、簡単な補足が行われた。

第6 終わりに

本調査研究事項においては、ジャカルタにおける日本法弁護士によるシンポジウム、スラバヤ及びバリ島でのセミナー、という3つの支援方策を実施することができた。

支援方策の実現に際しては、在インドネシア日本国大使館、在スラバヤ日本国総領事館、在デンパサール日本国総領事館、JETRO ジャカルタ事務所、ジャカルタジャパクラブ、東ジャワジャパクラブ及びバリ日本人会の皆様並びにジャカルタ駐在日本法弁護士の皆様から多大なご支援を頂いた。

このようなお力添えがなければ、ただ1つの支援方策も実現させることができなかつたことは言うまでもなく、皆様に心からお礼を申し上げます。

以 上

⁵⁶ 遺言の方式の準拠法に関する法律第2条第2号。